

# 基礎研 レポート

## EIOPA がソルベンシー II レビューに 関する第2の助言セットを 欧州委員会に提出(1)

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1-はじめに

ソルベンシー II に関しては、EIOPA(欧州保険年金監督局)が、欧州委員会からの要請を受けて、その見直しの検討を行っている。EIOPA は、2017年7月4日に「ソルベンシー II 委任規則の特定項目に関する欧州委員会への EIOPA の第1の助言セットに関するコンサルテーション・ペーパー (CP)」<sup>1</sup>を公表したが、これに対する関係者からの反応を踏まえて、2017年10月30日に、「ソルベンシー II 委任規則の特定項目のレビューに関する第1の助言セット」(以下、「第1の助言セット」という)をまとめて、欧州委員会に提出した<sup>2</sup>。

その後、EIOPA はさらなる検討を進め、2017年11月6日には、「ソルベンシー II 委任規則の特定項目に関する欧州委員会への EIOPA の第2の助言セットに関するコンサルテーション・ペーパー」(以下、「CP」と言う)<sup>3</sup>を公表し、関係者からのフィードバックを求めた。

その内容については、基礎研レポート「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第2の助言セットについての CP を公表\(1\)-欧州委員会に対する助言内容-](#)」(2017.12.12)、「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第2の助言セットについての CP を公表\(2\)-欧州委員会に対する助言内容-](#)」(2017.12.18) 及び「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第2の助言セットについての CP を公表\(3\)-欧州委員会に対する助言内容-](#)」(2017.12.25) で報告した。さらには、これに対する欧州保険業界団体からの意見については、保険年金フォーカス「[EIOPA のソルベンシー II レビューに関す](#)

<sup>1</sup> <https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-its-first-set-of-advice-on-the-Solvency-II-review-.aspx>  
[https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-CP-17-004\\_Consultation\\_Paper\\_on\\_First\\_set\\_of\\_Advice\\_on\\_SII\\_DR\\_Review.pdf](https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-CP-17-004_Consultation_Paper_on_First_set_of_Advice_on_SII_DR_Review.pdf)

<sup>2</sup> プレスリリース: <https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN4957E731F6344c7a3f778f4a2f279a58f77252cf7b9a9395cae69faafd3f3691f6b108956b72>  
報告書: <https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN4957E731F634c0c205085834d46138e51925476e5000d0ea7fd891c9a92a6beca599fb42cacd>

<sup>3</sup> 対外向け公表: <https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-a-second-set-of-Advice-for-the-Review-of-the-Solvency-Capital-Requirements.aspx>  
コンサルテーション・ペーパー: [https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-CP-17-006\\_Consultation\\_Paper\\_on\\_Second\\_set\\_of\\_Advice\\_on\\_SII\\_DR\\_Review.pdf](https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-CP-17-006_Consultation_Paper_on_Second_set_of_Advice_on_SII_DR_Review.pdf)

[る第2の助言セットについてのCPに対する反応－欧州保険業界団体からの意見－](#)（2018.2.19）で報告した。

EIOPA は、こうした意見も踏まえて、さらなる検討を進めていたが、2018年2月28日に、「ソルベンシーII委任規則の特定項目のレビューに関する第2の助言セット」（以下、「第2の助言セット」という）をまとめて、欧州委員会に提出した<sup>4</sup>、と公表した。

今回を含めた4回のレポートで、この第2の助言セットの概要について報告する。まずは、今回のレポートでは、全体概要とEIOPAによる助言のうちの保険引受けリスクに関係する項目について報告する。

## 2—今回の第2の助言セットの概要

### 1 | ソルベンシーIIのレビューの背景—これまでの経緯—

ソルベンシーIIのレビューは、ソルベンシーII指令の立法文書に従う正式なプロセスである。ソルベンシーII委任規則のリサイタル150は、ソルベンシー資本要件の標準式の見直しのためのタイムラインを定義している。レビューの第1段階は、2018年12月までに欧州委員会によって最終決定され、ソルベンシーIIの枠組みは2021年までに見直される予定となっている。

欧州委員会は、ソルベンシー資本要件を標準式で計算する際に使用される方法、前提及び標準パラメータを検討する意向を表明し、2016年7月に、EIOPAに対して、具体的にいくつかの項目に関する技術的助言<sup>5</sup>を提供するように依頼した。

これを受けて、「1. はじめに」において一部述べたように、EIOPAは以下の対応を行ってきている。

- 2016年12月に「ソルベンシーII委任規則の特定項目のレビューに関するディスカッション・ペーパー（DP）」を公表<sup>6</sup>。
- 2017年7月4日に「ソルベンシーII委任規則の特定項目に関する欧州委員会へのEIOPAの第1の助言セットに関するコンサルテーション・ペーパー（CP）」を公表
- 2017年10月30日に、「ソルベンシーII委任規則の特定項目のレビューに関する第1の助言セット」（以下、「第1の助言セット」という）をまとめて、欧州委員会に提出
- 2017年11月6日に、「ソルベンシーII委任規則の特定項目に関する欧州委員会へのEIOPAの第2の助言セットに関するコンサルテーション・ペーパー」を公表し、ステークホルダーからのフィードバックを徴求

<sup>4</sup> プレスリリース：<https://eiopa.europa.eu/Publications/Press%20Releases/EIOPA%20recommends%20further%20simplifications%20to%20the%20calculation%20of%20insurers%27%20capital%20requirements.pdf>

報告書：[https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-18-075-EIOPA Second set of Advice on SII DR Review.pdf](https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-18-075-EIOPA%20Second%20set%20of%20Advice%20on%20SII%20DR%20Review.pdf)

<sup>5</sup> REQUEST TO EIOPA FOR TECHNICAL ADVICE ON THE REVIEW OF SPECIFIC ITEMS IN THE SOLVENCY II DELEGATED REGULATION (Regulation (EU) 2015/35)

[http://ec.europa.eu/finance/insurance/docs/news/call-for-advice-to-eiopa\\_en.pdf#search='Ref.Ares%282016%293573955'](http://ec.europa.eu/finance/insurance/docs/news/call-for-advice-to-eiopa_en.pdf#search='Ref.Ares%282016%293573955')

<sup>6</sup> 「Discussion Paper on the review of specific items in the Solvency II Delegated Regulation」（EIOPA-CP-16/008 5 December 2016）

<https://eiopa.europa.eu/Pages/Consultations/Overview.aspx>

## 2 | 今回の助言セットの位置付け及び構成

今回の助言セットは、第2の助言セットに関するこのCPに対して、これに対するステークホルダーからのコメントをEIOPAが分析し、必要に応じて、修正等を行ったものである。EIOPAは、パブリック・コンサルテーションの間に受け取った主なコメントの要約を提供し、受け取った各コメントに応じている。

今回の第2の助言セットは、第1の助言セットを補完する項目等も含んでおり、以下の24の領域をカバーしている。

- I. 保険料及び準備金リスクの標準的なパラメータの再較正
- II. 保険料リスクのためのボリューム指標
- III. 死亡及び長寿リスクの再較正
- IV. 健康カタストロフィリスク
- V. 人為的なカタストロフィリスク
- VI. 自然カタストロフィリスク
- VII. 金利リスク
- VIII. 市場リスク集中
- IX. グループレベルでの通貨リスク
- X. 未格付債務
- XI. 非上場株式
- XII. 戦略的株式投資
- XIII. カウンターパーティー取引相手のデフォルトリスクの簡素化
- XIV. CCPs へのエクスポージャーの取扱と EMIR に起因する変更
- XV. ルックスルーアプローチの簡素化
- XVI. グループレベルでのルックスルーアプローチ
- XVII. 繰延税金の損失吸収能力
- XVIII. リスクマージン
- XIX. 保険及び銀行部門における自己資本の比較
- XX. 全体ティアの20%までティア1として適格な資本手段
- XXI. 第209条(3):認められる調整
- XXII. 失効リスクに対するUSP
- XXIII. 不利な進展カバーの認識
- XXIV. 影響評価

今回の助言セットは、上記の24の領域をカバーする24の章とその後続く付録から構成されている。各章は、基本的には、①助言要求からの抜粋、②法的根拠、③EIOPAの助言(分析、助言(法的事項の関連する提案がある場合))、の構成に従っている。

例外は、次の通りである。

- ・XII. 戦略的株式投資:委員会が要求した情報のみを提供

- ・ XXI. 第 209 条 (3) : 認められる調整
  - ・ XXII. 失効リスクに対する USP
  - ・ XXIII. 不利な進展カバーの認識
  - ・ XXIV. 影響評価
- } (既に EIOPA が欧州委員会に提出した)  
第 1 の助言セットを補完

### 3 | EIOPA によるプレスリリースの内容

EIOPA のプレスリリース資料によれば、今回の第 2 の助言セットは、以下のように特徴付けられている。

- ①ソルベンシー資本要件 (SCR) 標準式に関する、欧州委員会への第 2 のそして最終の助言セットである。
- ②EIOPA は資本要件の計算の簡素化と改善を助言している。
- ③EIOPA の目標は、保険業界に、比例的で、技術的に堅牢で、リスク感応的で統合的な監督体制を確保することである。

EIOPA によるプレスリリースは、以下の通りである。

**2018 年 2 月 28 日**

#### **EIOPA は、保険者の資本要件の算定にさらなる簡素化を勧告する**

- ・ EIOPA は、ソルベンシー資本要件 (SCR) 標準式に関して、欧州委員会に、第 2 のそして最終の助言セットを発行する
- ・ EIOPA は資本要件の計算をさらに簡素化し改善することを勧告する
- ・ EIOPA の究極の目的は、保険部門の比例的で技術的に堅牢で、リスクに感応的で統合的な監督体制を確保することである

フランクフルト、2018 年 2 月 28 日 - 今日、欧州保険年金監督局 (EIOPA) は、欧州委員会に第 2 のそして最終の助言を提出した。以前は、EIOPA は 2017 年 10 月に欧州委員会に第 1 の助言セットを提出した。

保険業界やより広範な環境における進展を反映して、EIOPA は、改訂された較正、簡素化及び必要に応じてより大きな監督コンバージェンスを達成するための提案の組み合わせを推奨している。より最新のデータが利用できるようになることで、自然カタストロフィリスク、介護、医療費及び訴訟費用リスクなど、多くの改訂された較正が求められる。

EIOPA は、自然、人為的、健康カタストロフィ、特に火災リスクと大量事故の計算をさらに簡素化しよう勧告している。他の簡素化には、基礎となる投資へのルックスルーの取扱が含まれる。未格付債務及び非上場株式の取扱に関して、EIOPA は状況を概説し、これらの重要な資産クラスが格付債務及び上場株式と同じ取扱にすることができる場合の財務比率などの客観的基準を勧告している。

金利リスクの計算の分野では、現在のアプローチがマイナス金利に対応せず、金利が低い場合には

<sup>7</sup> <https://eiopa.europa.eu/Publications/Press%20Releases/EIOPA%20recommends%20further%20simplifications%20of%20the%20calculation%20of%20insurers%27%20capital%20requirements.pdf>

有効でなく、EIOPA はマイナス金利などの最近の証拠を考慮した新しい較正を推奨している。いくつかの分野では、最近の進展の分析は、較正を変更する十分な理由を提供しない。それは死亡及び長寿リスクの場合であるが、リスクマージンの重要な要素のうちの后者である資本コストについても同様である。リスクマージンの他の要素は、2021年に予定されているソルベンシー II 制度の今後の全体的なレビューで評価されるべきである。

25%の異なる監督実務を示した繰延税金の損失吸収能力 (LAC DT) の分析のフォローアップとして、EIOPA は、柔軟性と監督当局のコンバージェンスを促進することの合理的なバランスを取る一連の重要な原則を開発した。例えば、これらの原則は、信憑性のある証拠に基づいた損失後の将来利益を予測するための前提を特定している。

助言には、両方の助言セットの全体的な影響を考慮し、この第 2 の助言の要素の評価を提供する完全な影響評価が添付されている。また、2016年のテストの開始以来のステークホルダーの集中的な関与も反映している。

EIOPA 会長の Gabriel Bernardino 氏は、以下のように述べている。「EIOPA の目標は、技術的不整合を排除すると同時に、ソルベンシー II が目的に適合し、比例的で、技術的に堅牢で、リスク感応的かつ整合的であることを確実にするために、監督体制を簡素化することである。経済情勢の変化に伴い、資本要件に対する提案された調整が必要となる。SCR レビューで、EIOPA はソルベンシー II 体制の厳密で証拠に基づいた透明なレビューを開始した。」

助言とよくある質問は、EIOPA のウェブサイトから入手できる。

### 3—今回の EIOPA による第 2 の助言セットの具体的内容—保険引受けリスク関係—

この章では、報告書の中の助言内容のうち、保険引受けリスクに関係する項目（前述の 2—2 | の 24 項目のうち I から VI）について、CP からの修正内容等を含めて報告する。なお、これらの項目に関する欧州委員会からの助言要求内容及び CP での助言内容については、基礎研レポート「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第 2 の助言セットについての CP を公表 \(1\) —欧州委員会に対する助言内容—](#)」(2017.12.12) で報告しているので、このレポートも参照していただくことにして、今回の一連のレポートでは詳しくは説明していない。

今回の EIOPA の最終の第 2 の助言セットの助言内容については、いくつかの点で CP からの変更がなされ、また新たな助言の追加も行われている。報告書の助言に関する記載内容の変更点については、基本的には「新規追加は下線付き、削除は元の CP の記述を括弧 [ ] 書き、変更は変更後に下線を付けて変更前の CP を括弧 ( ) 書き」としている。ただし、「記載内容の変更点をこれらで示すことが容易でない場合には、項番号に下線」等して、適宜対応することとしている。

#### 1 | I. 保険料及び準備金リスクの標準的なパラメータの再較正

EIOPA は、以下の 5 つの事業ラインについて、損害保険の保険料及び準備金リスクの標準偏差のための再較正テストが必要であることを確認し、較正の変更を提案している。なお、最終の助言では、

CPでの提案からは一部修正を行っている。

- ・医療費（委任規則の附属書Iの事業ライン1）（図表では、HMSと表示（以下、同様））、
- ・信用保証（事業ライン9）（CS）
- ・介護（事業ライン11）（AS）
- ・訴訟費用（事業ライン10）（LE）
- ・労働者災害補償（事業ライン3）（HWC）

損害保険の保険料及び準備金リスクの標準偏差については、2011年にJWG(Joint Working Group)によって実施された初期較正の数値と2017年に実施された3つの方法が検討された。3つの方法とは、①会社アプローチ又は保険契約者アプローチによる方法1、②保険契約者アプローチを用いた国レベルの方法2、③USP（会社固有のパラメータ）を言う。なお、「会社アプローチ」とは、少なくともポートフォリオの65%が少なくとも99.5%の保証水準でカバーされる方式で、「保険契約者アプローチ」は、規模で少なくとも95%の保険契約者が少なくとも99.5%の保証水準でカバーされる方式を言う。

これらの方法を検討した結果、最終的には標準式の較正を導出するために使用された方法と同じ方法2、すなわち保険契約者アプローチを用いた国レベルでの正規シグマの集計に基づいて得られた数値を使用することとしている。

これにより、医療費については、保険料リスクは現行の5%が維持（CPでは6.0%に引き上げ）されるが、準備金リスクは現行の5%から5.7%（CPでは6.6%）に引き上げられる。信用保証については、保険料リスクは現行の12%から19.0%（CPでは19.9%）に大幅に引き上げられるが、一方で準備金リスクは現行の19%から17.2%（CPでは16.4%）に引き下げられ、一定程度バランスが図られた形になる。介護についても、保険料リスクは現行の9%から6.4%に引き下げられるが、一方で準備金リスクは現行の20%から22.0%に引き上げられる。訴訟費用については、保険料リスクは現行の7%から8.3%に引き上げられるが、準備金リスクは現行の12%から5.5%に半減する。労働者災害補償については、保険料リスクは現行の8%から9.6%に引き上げられるが、準備金リスクは現行の11%が維持される。

最終的には、以下の図表の通りとなる。

	保険料			準備金		
	現行	CP	助言	現行	CP	助言
医療費(HMS)	5%	6.0%	5.0%	5%	6.6%	5.7%
信用保証(CS)	12%	19.9%	19.0%	19%	16.4%	17.2%
介護(AS)	9%	6.4%	6.4%	20%	22.0%	22.0%
訴訟費用(LE)	7%	8.3%	8.3%	12%	5.5%	5.5%
労働者災害補償(HWC)	8%	9.6%	9.6%	11%	11.0%	11.0%

なお、実施された影響評価の結果を考慮して、EIOPAは、損害及び健康の標準偏差の変更を実施するために必要な移行期間を考慮しないこととしている。

110. EIOPAは、以下の事業ラインについて、損害保険の保険料及び準備金リスクの標準偏差のために再較正テストが必要であることを確認している。

- ・医療費（委任規制の附属書 I の事業ライン 1）
- ・信用保証（事業ライン 9）
- ・介護（事業ライン 11）
- ・訴訟費用（事業ライン 10）
- ・労働者災害補償（事業ライン 3）

**111.** EIOPA は、2010 年から 2011 年に行われた較正を分析することにより、これらの事業ラインを再較正することを選択した。JWG の報告書では、データの利用可能性とデータの限界が議論されており、1 つの事業ライン毎にデータを提供した企業の数も報告されている。

**112.** EIOPA は、このテストの目的上、同じ事業ラインで現在事業を行っている会社の数を考慮して、データが保険料リスクと準備金リスクの両方に関して十分に代表的でないとして評価された事業ラインを選択した。

**113.** JWG は、観察が不十分であるため、勧告から、信用保証と介護の準備金リスクを明示的に排除したことに留意すべきである。

**114.** 2011 年に実施された較正が最も信頼できる方法で更新される必要があるかどうかを評価するために、JWG と全く同じ方法を適用することが決定された。これには、統合的な結果を提供し、堅牢であることが証明されており、ステークホルダーと協力して開発された方法に依存するという利点がある。

## 保険料

**115.** EIOPA の助言は、委任規則の附属書 II を次のように変更することである。

- ・信用保証セグメントの営業保険料リスクの標準偏差は **19.0%** に設定される。
- ・介護セグメントの営業保険料リスクの標準偏差は **6.4%** に設定される。
- ・訴訟費用セグメントの営業保険料リスクの標準偏差は **8.3%** に設定される。

**116.** EIOPA の助言は、委任規則の附属書 XIV を以下のように変更することである。

- ・労働者災害補償セグメントの営業保険料リスクの標準偏差は **9.6%** に設定される。

**117.** EIOPA の助言は、委任規制の附属書 XIV における医療費セグメントの営業保険料リスクの標準偏差を修正しないことである。

## 準備金

**118.** EIOPA の助言は、委任規則の附属書 II を次のように変更することである。

- ・信用保証セグメントの準備金リスクの標準偏差は **17.2%** に設定される。
- ・介護セグメントの準備金リスクの標準偏差は **22.0%** に設定される。
- ・訴訟費用セグメントの準備金リスクの標準偏差は **5.5%** に設定される。

**119.** EIOPA の助言は、委任規則の附属書 XIV を以下のように変更することである。

- ・医療費セグメントの準備金リスクの標準偏差は **5.7%** に設定される。

**120.** EIOPA の助言は、委任規則の附属書 XIV における労働者災害補償セグメントの準備金リスクの標準偏差を修正しないことである。

## 移行期間

121. 実施された影響評価の結果を考慮して、EIOPA は、損害及び健康の標準偏差の変更を実施するために必要な移行期間を考慮していない。

### 2 | II. 保険料リスクのためのボリューム指標

損害保険の保険料及び準備金リスクのボリューム指標については、EIOPA は 30%の調整ファクターの導入を提案している。保険会社は、過去の保険料又は想定保険料の高い方に基づいて資本を積み立てるが、ボリューム指標は契約の再構築に間違ったインセンティブを与えることを避けるために導入された。

調整ファクターは、その定義の方法のため、この要素から契約の当初認識日から 12 ヶ月間に獲得される保険料を除外しているボリューム指標の主要構成要素の 1つのギャップを埋める方法として提案された。

CP では、変更しないというオプションも提案していたが、ステークホルダーのフィードバック等も踏まえて、現行方式を変更することとした。

### FP (future,s) の定義

261. 保険金額の構成要素を分析し、保険会社が（再）保険会社に晒されているリスクを適切に反映しているかどうかを評価する。FP (future,s) の現行の定義では、当初認識日から 12 ヶ月間に取得される保険料は除外され、1年契約と複数年契約との間に不均衡が生じる。

262. EIOPA は、1年契約と複数年契約を区別することを勧告する。

1年契約の場合：FP (future,s) の変更なし

複数年契約の場合：ギャップを取り除き、FP (future,s) における 30%の調整ファクターを導入する

263. FP (future,s) の定義において、当初の認識日は、委任規則第 17 条の規定を適用して得られる日付に対応すべきである。

264. FP (future,s) と FP (existing,s) の予測の長さは、リサイタル 43 が示唆するように、委任規則第 18 条の規定を適用して得られるものでなければならない。

### 3 | III. 死亡及び長寿リスクの再較正

死亡及び長寿リスクの再較正に関して、EIOPA は、CP においては、死亡リスクに対する死亡ストレスファクターを 15%から 25%に引き上げることを助言していたが、最終の助言では現行の 15%を維持することとしている。また、長寿リスクのストレスについても現行の 20%のストレスファクターを維持することを助言している。

なお、死亡及び長寿のストレスの細分性を改善する助言は行っていない。

### 死亡及び長寿のストレス

343. EIOPA は、標準式において死亡と長寿のストレスの妥当性を評価するために以下を行った。

- ・ Human Mortality Database から公に入手可能なデータを使用した。データは EEA 人口の 80%以上をカバーしている。



- ・(再) 保険会社及び学者によって広く使用されている 2 つのモデル (Lee Carter モデルと Cairns-Blake-Dowd モデル) を較正した。
- ・死亡及び長寿のストレスを導き出すためにコホート死亡率表及び平均寿命をシミュレートした。

344. これにより、手法が透明で複製可能であることが保証される。

345. この方法に基づいて、EIOPA は、長寿リスクの 20%のストレスファクターと、死亡リスクの 15%の死亡ストレスファクターを維持することを勧告する。どちらも適切に較正されているように見える。

#### 細分性

346. EIOPA は、死亡と長寿のストレスの細分性を改善する助言をしていない。最良推定値のモデルポイントとの相互作用による複雑さの増加、実施コスト、標準式の簡素化には調和しないという事実が、賛成よりも反対に対してより多くの議論を提供している。

## 4 | IV. 健康カタストロフィリスク

健康カタストロフィリスクに関しては、「10 年続く障害」シナリオの適用が困難なため、標準式を簡素化し、他のイベントタイプの影響を受ける人の比率を高めるために、このシナリオを削除することを勧告している。結果として、大量事故リスクと集中リスクは、災害死亡、永久障害、1 年間の障害、医療費の 4 つのシナリオにのみ依存することになる。

また、これらの 4 つのシナリオの較正については変更しないことが勧告された。

### 大量事故及び集中リスク

399. 「10 年続く障害」シナリオの適用に関する困難さのために、標準式を簡素化し、他のイベントタイプの影響を受ける人の比率を高めるために、このシナリオを削除することが提案される。結果として、大量事故リスクと集中リスクは、災害死亡、永久障害、1 年間の障害、医療費の 4 つのシナリオにのみ依存する。

400. 10 年の障害シナリオを削除し、初期データと以前の CEIOPS の較正との整合性を保つために、以下が提案される。

- ・10%の災害死亡シナリオと 30%の医療費シナリオを変更しない。
- ・永久障害のシナリオについては、世界貿易センターのデータと一致と思われる 3.5%を維持する。
- ・一時的 (1 年間) の障害シナリオでは、グローバルな 60%負傷者前提に固執するために 16.5%を維持する。

401. その結果、以前の較正において 10 年の障害シナリオの影響を受けていた人々は、今や 1 年の障害シナリオ (多数派) 又は永久障害 (少数派) の対象となっている。

402. 次の表は、この新しい較正を要約したものである。

表 4.1 : WTC 観測との較正の比較

	WTC figures	CTF proposal	New EIOPA proposal
Accidental death	12 %	10 %	10 %
Permanent disability	3.2 %	1.5 %	3.5 %
Temporary disability (1 year)	6 %	18.5 %	16.5 %
Medical/injuries	3.5 %	30 %	30 %

## 5 | V. 人為的なカタストロフィリスク

### (1) 火災リスクサブモジュール

火災リスクサブモジュールに関しては、既存アプローチが適切なアプローチであるとして、これがデフォルトのままであることを勧告している。しかし、既存の方法には多くの困難が存在していることから、簡素化された計算を利用可能にすべきであると勧告している。

具体的には、エクスポージャー住所を中心とした半径 200m 以内の最大のリスク集中を識別し、簡素化された計算として、少なくとも考慮すべき建物の数を、最小限のリスクタイプ毎（住宅、商業、工業）の上位 5 つのエクスポージャーに減らすことを可能にすることを勧告している。

なお、今回の最終の助言では、CP とは異なり、436 項で具体的な公式を示している。

### (2) 海上リスクサブモジュール

海上リスクサブモジュールに関して、EIOPA は、「タンカー」のシナリオを「船舶」に変更して、あらゆる発生源に起因するリスクを認めることを提案している。

なお、保証される最大船体価額が一定の臨界値未満の場合に  $SCR_{vessel}$  に関して何らの考慮も計算される必要はない、としているが、この臨界値の水準について、CP の 100,000 ユーロから最終の助言では 250,000 ユーロに引き上げている。

### (3) 自動車損害賠償責任リスクサブモジュール

自動車損害賠償責任リスクのサブモジュールについては、EIOPA は変更を勧告していない。

### (4) 再保険後ベースリスクサブモジュールの総額に対する最大人為的カタストロフィエクスポージャーの特定

EIOPA は、海上、火災及び航空リスクのサブモジュール内で最大のリスクエクスポージャーの識別が、「エクスポージャーの規模に基づいて、再保険カバーが会社のポートフォリオ内のエクスポージャーの相対ランキングを変更する場合の再保険後」で行われるように変更されることを勧告している。これにより、リスク感応度の増加と標準式の複雑さとの間の適切なバランスが取られ、大部分のケースで SCR 計算内の歪みが除去される、としている。

## 5.4. 火災リスクサブモジュール

432. EIOPA は、既存の方法が適切なアプローチであると考えており、これがデフォルトのままであ

ることを勧告している。

433. しかし、現在の方法論には多くの困難が存在することも認識されているため、EIOPAは委任規則第88条の枠組みの下で簡素化された計算を利用可能にすべきであると勧告している。

434. この点に関して、EIOPAは、保険プロパティの半径200m以内の最大のリスク集中を特定するために、簡略化された計算として、考慮すべき住所毎のエクスポージャーの数を最低限であるポートフォリオのリスクタイプ毎（住宅、商業、産業）の上位5つのエクスポージャーに減少させることを認めることを勧告する。このアプローチでは、任意の200m半径内の最大エクスポージャー濃度が、リスクタイプごとの最大5つのエクスポージャーの1つを中心点とすることを前提としている。

435. この評価は、最大のリスクが集中の代理を提供する可能性が低い均質物件のポートフォリオに関する会社の関連する市場シェアに基づいている。

436. 結果の公式は、 $SCR_{fire} = \max(SCR_{firei}, SCR_{firec}, SCR_{firer})$  であり、ここに

$$SCR_{firei} = \max(E_{1i}, E_{2i}, E_{3i}, E_{4i}, E_{5i})$$

$$SCR_{firec} = \max(E_{1c}, E_{2c}, E_{3c}, E_{4c}, E_{5c})$$

$$SCR_{firer} = \max(\Theta, E_{1r}, E_{2r}, E_{3r}, E_{4r}, E_{5r})$$

$E_{xi} = x$  番目に大きい産業エクスポージャーの半径200m以内の総エクスポージャー（ビルディング、コンテンツ及びビジネス中断）

$E_{xc} = x$  番目に大きい商業エクスポージャーの半径200m以内の総エクスポージャー（ビルディング、コンテンツ、ビジネス中断）

$E_{xr} = x$  番目に大きい住宅エクスポージャーの半径200m以内の総エクスポージャー（ビルディング、コンテンツ及びビジネス中断）

$$\Theta = SI \times 500 \times \max(5\%, \text{会社の相対的市場シェア}(\%))$$

437. SI は、保険者のポートフォリオの平均保険金額

## 5.5. 海上リスクサブモジュール

454. EIOPAは、SCRがあらゆる発生源、バルク（ばら積み貨物船）、コンテナ船、RO-RO船、クルーズ船、漁業から発生することを認めるために、「タンカー」シナリオを「船舶」タイプに置き換えるため、委任規則第130条に基づく変更を提案する。これは、グローバルな船舶に保険をしていない中小会社のニーズに、より良く適合する。

455. タンカー特有のシナリオから任意の船種への変更には、式に複雑さを加えることなく海洋事業を行う全ての保険会社が含まれる。

456. 250,000ユーロの臨界値を導入することが提案されている。保証される最大船体価額が250,000（100,000）ユーロ未満の場合、 $SCR_{vessel}$  に関して何らの考慮も計算される必要はない。これにより、プレジャーボートや複合艇（RIB）等の非常に低いエクスポージャーが海上リスクSCRに入り込むのを防ぐ。

457. 全ての船舶には公害責任エクスポージャーの可能性があるため、タンカー以外の船舶の式を変更する必要はない。

## 5.7. 再保険後ベースリスクサブモジュールの総額に対する最大人為的カタストロフィエクスポージャーの特定

499. [SCR レビューテスト中に議論された全ての側面を考慮した上で] EIOPA は、海上、火災及び航空リスクのサブモジュール内で最大のリスクエクスポージャーの識別が、「エクスポージャーの規模に基づいて、再保険カバーが会社のポートフォリオ内のエクスポージャーの相対ランキングを変更する場合の再保険後」で行われるように変更されることを勧告する。例えば、任意保障。

500. EIOPA は、これがリスク感応度の増加と標準式の複雑さとの間の適切なバランスを取ると考えている。EIOPA は、これが大部分のケースで SCR 計算内の歪みを除去するものと期待している。

501. しかし、歪みが持続する再保険プログラムの例が存在する可能性がある」と指摘している。これらの場合、会社は、総エクスポージャー量に基づいて、海洋、火災及び航空リスクのサブモジュール内で最大のエクスポージャーを識別する。会社は、ORSA（リスクとソルベンシーの自己評価）を通じてそれぞれの問題を強調し、責任のある監督当局と調整して、原則の一貫性と調和のとれた適用を確実にしなければならない。

502. この変更は、カウンターパーティーデフォルトリスクモジュールにおけるリスク軽減効果の算定にも影響を及ぼす。第 196 (a) 項で言及されている海上、火災及び航空リスクについての仮定資本要件の算定は、再保険の最大リスクエクスポージャー純額の特定に基づいている。

503. 火災リスクの場合、導入された複雑さの程度を制限するために、EIOPA は、この助言で提案された簡素化を使用して仮定 SCR を計算することを推奨する（リスクタイプ毎—住宅、商業、産業—の上位 5 つのエクスポージャーに基づく計算）。

## 6 | VI. 自然カタストロフィリスク

### (1) 自然カタストロフィリスクサブモジュールの簡素化

自然カタストロフィリスクサブモジュールを簡素化する取組みの中で、EIOPA は、5 つの選択肢を検討し、最高のゾーンウェイトを有するゾーンへ未割当のエクスポージャーをマッピングする選択肢（オプション 5）が、フォローが容易で、追加説明の必要がなく明白であることから、最も適切であると評価した。

その公式化については、CP では 2 つの方式を示していたが、ステークホルダーのフィードバックを踏まえて、最終の助言では 529 項で規定された 1 つの方式に絞り込んでいる。

### (2) 自然カタストロフィシナリオの再較正

自然カタストロフィシナリオの再較正については、クロスボーダーの整合性を保証する方法についての決定が未解決なため、CP で提案された再較正は非常に暫定的であるとしていた。最終の助言では CAT WS（カタストロフィリスクワークストリーム）での検討による勧告を踏まえて、再較正を提案している。

具体的には、シナリオ特有の多くのリスクファクターが変更され、また暴風と雹のシナリオが新しく導入され、関連する集計マトリックスの更新及びゾーンリスクウェイトの再較正が勧告されたが、再較正された国のファクターについて、CP よりも国を追加するとともに、CP の数値を一部修正している。

### (3)契約上の限度と自然カストロフィリスク

EIOPA は、自然カストロフィリスクの資本要件の計算において、会社の実際のリスクエクスポージャーを捉えるべきであることを背景に、契約限度額、免責額及びその他の特定の契約条件を標準式内でどのように捉えているかを評価した。

自然カストロフィリスクのリスクウェイトとリスクファクターは、国内市場の平均契約限度額と国内市場の平均免責額を考慮して較正されている。その意図は、危険毎の SCR が各国に対して適切なレベルで較正されるように、契約限度額なし、免責額なしで、会社の保険金額に直接的にリスクファクターを適用することである。

平均から大幅に逸脱した特定の契約条件を捉え、過度な方法で標準式の複雑さを増やさないために、EIOPA は、646 項で規定される「事後調整」の考え方を導入することを提案している。

この調整により、平均的な会社とは異なる契約条件で契約を販売する会社の特定のエクスポージャーを考慮に入れることができ、会社の引受け契約がカストロフィ発生時に平均的な会社よりも保険金額をより大きく制限している場合、「事後調整」はこの特定会社の SCR が非現実的に大きくなることを回避することになる。

また、いくつかのケースでは、契約上の限度は、特定のゾーン内でより大きく異なる可能性があるが、そのような特定のケースでは、「事後調整」は、例えば、同種の契約のグループのように、ゾーンよりも細かいレベルで実行できる。

なお、会社が提案された選択肢を利用する場合、特にさらに細分化する場合には、適切な量的情報を用いて、ORSA においてそれを開示すべきである、としている。

#### 6.3. 自然カストロフィリスクサブモジュールの簡素化

527. EIOPA は、自然カストロフィリスクに対する資本要件の計算を簡素化するための 5 つの異なる選択肢を評価した。

528. 各オプションの影響を評価した後、最高のゾーンウェイトを有するゾーンへ未割当のエクスポージャーをマッピングすること（「オプション 5」）が最も適切であるように見える。

529. とりわけ、提案された簡素化は、全ての現実的な設定において、委任された規制の第 88 条の条件を満たしている：これは、大部分が使用されることを保証する。さらに、(再) 保険会社による追加の説明の必要性なしに、このアプローチは容易であり、簡単である。

・地域/国  $r$  の暴風/雹/地震/洪水/沈下リスクの保険金額 (SI) が特定のゾーン  $i$  にマッピングできない場合は、SI はリスクウェイトが最も高い地域  $r$  の中のゾーン  $j$  の  $SI_j$  に加えられるべきである。又は

・地域  $r$  の暴風/雹/地震/洪水/沈下リスクの保険金額 (SI) が特定のゾーン  $i$  にマッピングすることはできないが、SI が地理的に特定されている可能性がある（そして他のゾーンは除外される）地域  $(j_1 \dots j_n)$  の特定のゾーンセットに関する情報がある場合、SI は、ゾーンの部分集合のリスクウェイトが最も高いゾーン  $j \in (j_1 \dots j_n)$  の  $SI_j$  に加えられなければならない。SI が地域  $(j_1 \dots j_n)$  のみ割り当てられる場合、これが地域内で最も高いウェイトを有するリスクゾーンとみなされる。

530. EIOPA は、地域内の特定のゾーンセット  $(j_1 \dots j_n)$  の選択は、十分に根拠があり、会社が文書化

することを推奨する。

#### 6.4. 自然カストロフィシナリオの再較正

620. カストロフィリスクサブモジュールに関する決定の健全な基礎を得るために、EIOPA は Cat リスクモデリングコミュニティからの外部ステークホルダーを、関連する EIOPA の作業構造であるカストロフィリスクワークストリーム (CAT WS) に含めることにした。

621. CAT WS は、詳細な分析によって EIOPA の簡素化と再較正の決定を全て準備した。

622. CAT WS の勧告を評価し、国家保険協会と協議した後、EIOPA は以下の再較正を勧告する。

##### 再較正された国別ファクター：

- AT\_WS : 0.06% (以前の値 : 0.08%)
- BE\_WS : 0.16% (以前の値 : 0.16%)
- CZ\_WS : 0.04% (以前の値 : 0.03%)
- CH\_WS : 0.09% (以前の値 : 0.08%)
- DE\_WS : 0.07% (以前の値 : 0.09%)
- DK\_WS : 0.25% (以前の値 : 0.25%)
- ES\_WS : 0.01% (以前の値 : 0.03%)
- FI\_WS : 0.04% (新しいシナリオ)
- FR\_WS : 0.12% (以前の値 : 0.12%)
- HU\_WS : 0.02% (新しいシナリオ)
- IE\_WS : 0.22% (以前の値 : 0.20%)
- LU\_WS : 0.12% (以前の値 : 0.10%)
- NL\_WS : 0.18% (以前の値 : 0.18%)
- NO\_WS : 0.08% (以前の値 : 0.08%)
- PL\_WS : 0.04% (以前の値 : 0.04%)
- SI\_WS : 0.04% (新しいシナリオ)
- SE\_WS : 0.085% (以前の値 : 0.09%)
- UK\_WS : 0.17% (以前の値 : 0.17%)
- AT\_FL : 0.13% (以前の値 : 0.13%)
- BE\_FL : 0.10% (以前の値 : 0.10%)
- BG\_FL : 0.15% (以前の値 : 0.15%)
- CZ\_FL : 0.30% (以前の値 : 0.30%)
- CH\_FL : 0.30% (以前の値 : 0.15%)
- DE\_FL : 0.20% (以前の値 : 0.20%)
- FR\_FL : 0.12% (以前の値 : 0.10%)
- HU\_FL : 0.25% (以前の値 : 0.40%)
- IT\_FL : 0.15% (以前の値 : 0.10%)
- PL\_FL : 0.16% (以前の値 : 0.16%)

- RO\_FL : 0.30% (以前の値 : 0.40%)
- SI\_FL : 0.30% (以前の値 : 0.30%)
- SK\_FL : 0.35% (以前の値 : 0.45%)
- UK\_FL : 0.12% (以前の値 : 0.10%)

623. 地域/国レベルでの風嵐シナリオの更新集計マトリックス :

	AT	BE	CH	CZ	DE	DK	ES	FI	FR	UK	HU	IE	IS	LU	NL	NO	PL	SE	SI	GU	MA	SM	RE
AT	1.00	0.25	0.50	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.25	0.00	0.50	0.00	0.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00
BE	0.25	1.00	0.25	0.25	0.50	0.25	0.00	0.00	0.50	0.50	0.00	0.25	0.00	0.75	0.75	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
CH	0.50	0.25	1.00	0.25	0.25	0.00	0.25	0.00	0.50	0.00	0.25	0.00	0.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00
CZ	0.25	0.25	0.25	1.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.25	0.00	0.25	0.00	0.00	0.25	0.25	0.00	0.25	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00
DE	0.25	0.50	0.25	0.25	1.00	0.50	0.00	0.00	0.50	0.25	0.00	0.25	0.00	0.50	0.50	0.25	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
DK	0.00	0.25	0.00	0.00	0.50	1.00	0.00	0.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.25	0.50	0.50	0.25	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ES	0.00	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
FI	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.25	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
FR	0.25	0.50	0.50	0.25	0.50	0.25	0.25	0.00	1.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.50	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
UK	0.00	0.50	0.00	0.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.25	1.00	0.00	0.50	0.00	0.25	0.50	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
HU	0.50	0.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00
IE	0.00	0.25	0.00	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	1.00	0.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
IS	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
LU	0.25	0.75	0.25	0.25	0.50	0.25	0.00	0.00	0.50	0.25	0.00	0.25	0.00	1.00	0.50	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
NL	0.25	0.75	0.25	0.25	0.50	0.50	0.00	0.00	0.50	0.50	0.00	0.25	0.00	0.50	1.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
NO	0.00	0.00	0.00	0.00	0.25	0.50	0.00	0.25	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.25	0.25	1.00	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
PL	0.00	0.25	0.00	0.25	0.50	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.25	0.25	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
SE	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
SI	0.50	0.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00
GU	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00	1.00	0.00
MA	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00	1.00	0.00
SM	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00	1.00	0.00
RE	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

624. 地域/国レベルのハイルシナリオの更新集計マトリックス :

	AT	BE	CZ	FR	DE	IT	LU	NL	CH	SI	ES
AT	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
BE	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00
CZ	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
FR	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
DE	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
IT	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
LU	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.25	0.00	0.00	0.00
NL	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.25	1.00	0.00	0.00	0.00
CH	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00
SI	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00
ES	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

625. 暴風と雹のシナリオだけが新たに導入されたため、地震と洪水の地域レベルの集約マトリックスは更新する必要がなかった。

再較正されたゾーンウェイト：

626. 上に概説した再較正プロセスに続いて、以下のシナリオのゾーンリスクウェイトの再較正が提案される。

- ・風雨：フィンランド（新しいシナリオ）、ハンガリー（新しいシナリオ）；スウェーデン；スロベニア（新しいシナリオ）
- ・地震：ギリシャ；スロバキア
- ・洪水：ハンガリー
- ・雹：チェコ共和国（新しいシナリオ）；スロベニア（新しいシナリオ）

627. これらのシナリオに対する再較正されたゾーンリスクウェイト（CRESTA 相対係数）及びそれぞれの集計マトリックスの一覧は、EIOPA Web ページからダウンロードすることができる。

<http://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/Annex%20to%20section%206%20-%20Natural%20Catastrophe%20Risk%20-%20Zonal%20Calibration.xlsx>

[410. いくつかのシナリオのゾーン再較正は、現在、検証の対象となっている。]

## 6.5. 契約上の限度と自然カタストロフィリスク

644. EIOPA は、自然カタストロフィリスクの資本要件の計算において、会社の実際のリスクエクスポージャーを捉えるべきであることを背景に、契約限度額、免責額及びその他の特定の契約条件を標準式内でどのように捉えているかを評価した。

645. 自然カタストロフィリスクのリスクウェイトとリスクファクターは、国内市場の平均契約限度額と国内市場の平均免責額を考慮して較正されている。その意図は、危険毎の SCR が各国に対して適切なレベルで較正されるように、契約限度額なし、免責額なしで、会社の保険金額に直接的にリスクファクターを適用することである。

646. 平均から大幅に逸脱した特定の契約条件を捉え、過度な方法で標準式の複雑さを増加させるのを回避するために、EIOPA は、各危険に対して以下のように機能する「事後調整」を導入することを提案する。

1) 各ゾーンについて、以下の式を適用して、対応する総損失を計算する：

国のファクター×ゾーン相対性×免責額と契約限度の総保険金額  
委任規則の表記法を使用して、地域*r*と地域*i*で

$$GrossLoss_{(peril,r,i)} = Q_{(peril,r)} \times W_{(peril,r,i)} \times SI_{(peril,r,i)}$$

2) 会社特定の契約条件を用いて、ゾーン*i*における最大総エクスポージャーを定義する：

$$MaxGrossExposure_{(peril,r,i)}$$

3) ゾーン*i*の最大損失として1)と2)の間の最小値を取る：

$$MaxLoss_{(peril,r,i)} = \min(GrossLoss_{(peril,r,i)}, MaxGrossExposure_{(peril,r,i)})$$

4) 集計行列を使用して、地域*r*の損失を計算する：



$$L_{(peril,r)} = \sqrt{\sum_{(i,j)} Corr_{(peril,r,i,j)} \times MaxLoss_{(peril,r,i)} \times MaxLoss_{(peril,r,j)}}$$

647. この調整により、平均的な会社とは異なる契約条件で契約を販売する会社の特定のエクスポージャーを考慮に入れることができる。会社の引受け契約がカタストロフィ発生時に平均的な会社よりも保険金額をより大きく制限している場合、「事後調整」はこの特定会社の SCR が非現実的に大きくなることを回避する。
648. いくつかのケースでは、契約上の限度は、特定のゾーン内でより大きく異なる可能性がある。そのような特定のケースでは、そのような「事後調整」は、例えば、同種の契約のグループのように、ゾーンよりも細かいレベルで実行できる。
649. 会社が提案された選択肢を利用する場合、特にさらに細分化する場合には、適切な量的情報を用いて、ORSA においてそれを開示すべきである。例えば、上記の 1) 及び 2) の結果、地域レベル、リスクゾーン又は同種の契約レベルでの各契約に対する SCR の減少。

## 4—まとめ

以上、EIOPA が 2018 年 2 月 28 日に欧州委員会に提出した「ソルベンシー II 委任規則の特定項目のレビューに関する第 2 の助言セット」の中から、その全体概要と EIOPA による助言のうちの保険引受けリスクに関係する項目について報告してきた。

これらの項目に関する CP に対しては、保険業界団体である保険ヨーロッパ (Insurance Europe) から、多くの意見が提出されており、今回の最終の第 2 の助言セットでは、これらの意見を踏まえて、一部変更も行われている。

「保険料及び準備金リスクの標準的なパラメータの再較正」については、保険ヨーロッパは CP における再較正を支持していなかったが、EIOPA は現行の標準式の較正と同じ方法での再較正を助言している。

「保険料リスクのためのボリューム指標」については、保険ヨーロッパは CP の提案に不満足を表明し、具体的な提案を行っていたが、この案は採用されていない。

「死亡及び長寿リスクの再較正」については、保険ヨーロッパの意見も踏まえて、「(CP で提案されていた) 死亡ストレスファクターを 15% から 25% に引き上げることを止めて、現行の 15% を維持する」修正を行っている。

「健康カタストロフィリスク」については、保険ヨーロッパも EIOPA の CP での提案を支持しており、これが最終の助言となっている。

「人為的なカタストロフィリスク」や「自然カタストロフィリスク」については、保険ヨーロッパは、CP での提案に対して、「CAT WS の提案を評価しているが一部は過度に不当な保守的なマージンが含まれている」としていたが、EIOPA は基本的には CP での提案を維持している。

以上、今回の項目については、一部ステークホルダーの意見を踏まえて修正等を行っているが、基本的には、CP での助言を維持しており、必ずしも保険業界団体の意見を反映したものとはなっていない。

ない。

次回のレポートで、EIOPAによる助言のうち、資産運用に関する項目について報告する。

以 上